

「睡眠環境・寝具指導士」倫理規程

(前文)

この倫理規程は、睡眠環境・寝具指導士認定委員会（以下、認定委員会）が認定する睡眠環境・寝具指導士が遵守すべき倫理の規範を定めることを目的とする。

(使命)

第1条 睡眠環境・寝具指導士は、その専門的知識と経験に基づき、常に消費者の立場に立って睡眠の正しい知識を提供し、快適な眠りへのアドバイスを行い、かつ、寝具寝装品に関わる知識を提供し、もって消費者の快適な睡眠環境創りに寄与することを使命とする。

(法の遵守及び社会的信頼の保持)

- 第2条 睡眠環境・寝具指導士は、法令を遵守するとともに、本倫理規程に従わなければならない。
- また、自らの使命の重要性に鑑み、高い社会的信頼を保持するよう努めなければならない。
- 睡眠環境・寝具指導士は、団体、法人等に対して付与するものでなく、個人のみ付与される資格である。団体、法人の案内で睡眠環境・寝具指導士を表示する場合は、有資格者の個人氏名あるいは有資格者数を記載することを要する。
 - 特定の商品またはサービス等を、認定委員会が推薦するような表現を認定委員会の事前の書面による許可なく行ってはならない。
 - 睡眠環境・寝具指導士は、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法、薬事法等各種法令に抵触する行為又は反社会的行為（幫助を含む）を行ってはならない。

(知的財産権の順守)

第3条 睡眠環境・寝具指導士は、その業務の実践に際して、著作の無断引用並びに利用などを行ってはならない。

(公正の堅持)

- 第4条 睡眠環境・寝具指導士は、業務の公正かつ適正な競争の維持に努めなければならない。
- 睡眠環境・寝具指導士は、自己の立場・役割、業務の範囲などを明確に表明し、当事者間で紛争が生じないように努めなければならない。

(睡眠環境・寝具指導士制度普及の努力)

第5条 睡眠環境・寝具指導士は、自らの睡眠環境・寝具指導士としての業務成果について積極的な情報開示に努め、睡眠環境・寝具指導士制度の健全な発展と社会への浸透に努めなければならない。ただし、第7条守秘義務を遵守するものとする。

(自己研鑽)

第6条 睡眠環境・寝具指導士は、常に睡眠環境・寝具指導士の業務を行うために必要な専門能力の向上、及び最新の知識の習得に努めなければならない。

(守秘義務)

第7条 睡眠環境・寝具指導士は、正当な理由による場合のほか業務の遂行に伴い知り得た情報を他に漏洩し、または盗用してはならない。ただし、すでに公表された情報を正当な手続きを踏み利用

する場合はこの限りではない。

(名誉と信義)

第8条 睡眠環境・寝具指導士は、深い教養と高い品性の保持に努め、睡眠環境・寝具指導士としての名誉を重んじ、いやしくも信義にもとるような行為をしてはならない。

(罰則の適用)

第9条 睡眠環境・寝具指導士が本倫理規程に違反した場合には、認定委員会の裁定により、戒告あるいは二年以内の期間を定めて睡眠環境・寝具指導士の名称を使用した業務の停止、あるいは睡眠環境・寝具指導士認定資格の登録の取り消しなどを命ずることができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、認定委員会で改定案を審議し、一般財団法人日本ふとん協会並びに一般社団法人日本寝具寝装品協会の理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、平成25年5月8日から制定施行。

平成27年5月28日前文及び第2条、第3条、第10条一部改正